「新たな治験活性化5カ年計画」の進捗状況等(案)

重点的取組事項(アクションプラン)について、平成19年4月~平成21年9月末時点の進捗状況等をまとめた。

(1) 中核病院・拠点医療機関の体制整備

計画本文	進捗状況等	検討結果等
国の取組		
平成 19 年度より開始		
○ 治験等の中心的役割を担う中核病院・拠	【平成 19 年度】	・中核病院・拠点医療機関等により、本計画のアクション
点医療機関 48 カ所程度の体制整備を構	・厚生労働省においては中核病院 10 カ所、拠点医療機	プランの取組みを進め、治験の手続きに係るスピードの
築し、治験・臨床研究の効率的かつ迅速	関 30 カ所、文部科学省においては橋渡し研究支援推	改善等効率的かつ迅速な実施に対する成果が一部見
な実施と、スタッフ育成のネットワーク機能	進プログラムによる研究支援拠点7カ所(平成20年度	られている。
を強化する。これらの医療機関は、共同	に1カ所追加)選定した。	・一方、ネットワーク機能については、スタッフ育成の取組
IRB 等の機能を提供したり、連携する医療	【平成 19 年度以降】	みの実績は多数あるものの、効率的かつ迅速な実施に
機関において、重篤な有害事象が発生し	・各機関が相互に連携し、「新たな治験活性化5カ年計	資する取組みは多くは見られていない。
た被験者の診療を受け入れる等の機能を	画」(平成 19 年 3 月 30 日文部科学省·厚生労働省)	・効率的かつ迅速な実施に向けて、ネットワークという集
持つ。	に基づき、効率的かつ迅速に治験・臨床研究を実施で	合体に限らず、「症例集積性を高める」ことが最も重要
	きる体制を構築することを目的とする協議会(治験中	な課題である。
	核病院・拠点医療機関等協議会)を設置し情報共有	・中核病院・拠点医療機関等の個々の機関において、以
	を図っている。	下の点についてより積極的な取組みが必要である。
	【平成 19 年度以降】	- 情報公開(医療機関の診療実績公開の推進、被験
	中核病院:拠点医療機関等協議会 治験:臨床研究基	者候補者数、過去の実績、業務範囲、設備整備状
	盤整備状況調査結果より	況等)
	(平成 21 年 4 月時点)	- 個別治験に対する実施可能な被験者数の確度の
	・中核病院・拠点医療機関が中心的役割を担う同一疾	高い回答

	患領域、地域等における 26 のネットワークを構築し、治	- 治験審査委員会機能の集約、一括化による効率化
	験の受託、臨床研究の実施、研修等の活動を実施。	- 進捗管理(契約遂行に対しての指導) 等
	13 ネットワークにおいては、共同 IRB 機能を有する。	・共同 IRB 等のあり方については、その役割、機能等につ
		いて今後整理が必要である。
	中核病院·拠点医療機関等協議会 治験·臨床研究基	・「ネットワーク」機能に関して、依頼者がネットワークに求
	盤整備状況調査結果を、別途分析し公表予定	めるもの、ネットワークが依頼者に求めることについて
○ 中核病院・拠点医療機関・橋渡し研究拠	【平成 19 年度以降】	等、引き続き議論を進めていく必要がある。
点として、文部科学省・厚生労働省両省	中核病院·拠点医療機関等協議会 治験·臨床研究基	
の事業で選定された医療機関・大学等に	盤整備状況調査結果より	
ついては、共通のネットワークを形成し、医	(平成 21 年 4 月時点)	
療機関が互いに協力して、臨床への橋渡	・12 機関において、治験を含む共同研究での連携有り	
し研究や治験・臨床研究の計画が実施さ	・他6機関においても現在検討中	
れるよう調整される体制を構築する。	中核病院·拠点医療機関等協議会 治験·臨床研究基	
	盤整備状況調査結果を、別途分析し公表予定	
	【平成 19 年度以降】	
	・治験中核病院・拠点医療機関等協議会において、	
	各々の活動の情報共有を図っている	
国の取組以外の事項		
<日本医師会治験促進センター>	<日本医師会治験促進センター>	・大規模治験ネットワークを通じて治験参加への意思、具
○ 大規模治験ネットワークと、中核病院・拠	【平成 19 年度以降】	体的な候補者数の調査に応じるシステムは構築されて
点医療機関及びその関連医療機関との	・大規模治験ネットワークを通じた紹介治験数 47件	いる。今後、システムのさらなる拡大、発展が必要であ
連携の推進及び研修等を支援する。	・研修会等の開催	れば検討を行う。
	治験推進地域連絡会議(毎年3回) 6回	
	学会でのランチョンセミナー 4回	

	T	T
	国際共同治験推進に関する会合 3回	
	治験ネットワークフォーラム(毎年1回) 2回	
	臨床研究の実施に関する会合 1回	
<中核病院·拠点医療機関>	<中核病院·拠点医療機関>	・中核病院・拠点医療機関等における CRC のうち 3 割程
○ 治験・臨床研究を支援するスタッフ(認定	【平成 19 年度以降】	度は非常勤雇用の実態があり、育成だけではなく、安定
等の経験を積んだ CRC、常勤 CRC、生物	中核病院·拠点医療機関等協議会 治験·臨床研究基	して雇用される体制の整備が望まれている。
統計家、データマネージャー、事務職員	盤整備状況調査結果を、別途分析し公表予定	・臨床研究の推進のためには、研究の計画時点からの生
等)を計画的に確保する。		物統計家の関与が重要であり、人員のさらなる増加が
		望まれる。
		・CRC については臨床研究の領域で活躍できるよう、「臨
		床研究コーディネーター」という呼称を示したところであ
		るが、名実ともに、臨床研究、治験の両面において業務
		を確実に遂行できるよう、関係者が協力していくべきで
		ある。
		・データマネージャーについては、その活用に向けてさら
		に業務の内容を明確にしつつ、増加を図る必要がある。
		・生物統計家等については全国的な絶対数が少なく、そ
		の育成のみならず産学の人事交流が推進されることが
		望まれる。
		・各機関に置いては、人員配置の現状の分析に基づき各
		種人材の必要数の配置が求められる。

(2) 治験・臨床研究を実施する人材の育成と確保

計画本文	進捗状況等	検討結果等
国の取組		
平成 19 年度より開始		
○ 経験を積んだ CRC の上級研修、データマ	【平成 19 年度以降】	・育成のみならず、優れた人材の確保の観点から医療機
ネージャー、IRB 等の委員を対象とした新	・上級者 CRC(平成 19 年度 3 カ所、平成 20 年度以降	関内で安定して雇用される体制の整備が望まれる。
規研修をモデル的に実施する。	年 2 カ所で開催)、ローカルデータマネージャー(年 1	・人材の確保にあたっては、国際共同治験の増加に伴う
	回)、IRB 等委員(年 1 回)を対象とする新規研修を開	業務量の増大、臨床研究への支援の拡大等を踏まえ、
	始 (資料添付予定)	各機関に置ける治験・臨床研究の実施状況の分析に
	・対象及びのべ受講者数	基づく適正なCRC等の人材の配置を検討する必要があ
	上級者 CRC 203 名	ప .
	ローカルデータマネージャー 211 名	・ローカルデータマネージャーの研修は、どちらかというと
	治験·臨床研究倫理審査委員 180 名	治験を対象にした研修であるが、臨床研究の質を向上
		させるために研究全体のローカルデータマネジメントを担
〇 中核病院・拠点医療機関において、医	【平成 19 年度以降】	う人材の育成も求められる。
師、IRB 等の委員、事務職員に対して教	中核病院:拠点医療機関等協議会 治験:臨床研究基	・研究者の育成のためには、被験者保護等の研究倫理、
育プログラムが実施されるよう促す。	盤整備状況調査結果より	臨床研究の方法論等に関する教育が重要である。特に
	(平成 20 年度状況)	医師においては、治験・臨床研究を通じて医療の進歩
	・教育実績	を目指すことが「医師として求められる資質」であるとい
	平均開催回数 9回/機関 (最大回数41回/機関)	う点に鑑み、卒前・卒後・生涯教育を通じて恒常的に研
		究に必要な知識を身につけることが重要である。
	中核病院·拠点医療機関等協議会 治験·臨床研究基	
	盤整備状況調査結果を、別途分析し公表予定	

○ 医師等の臨床業績の評価向上(院内処	【平成 19 年度以降】	・研究組織を評価するにあたり、一部において評価指標
遇、学会の論文評価、学位の取得)が進	・中核病院・拠点医療機関へ対し、各機関におけるイン	を作成している取組みが行われているが、他の組織へ
むよう中核病院・拠点医療機関及び関係	センティブのあり方について検討を促している。	の拡大、また研究者の評価への拡大が望まれる。
団体に協力を促す。	中核病院·拠点医療機関等協議会 治験·臨床研究基	
	盤整備状況調査結果より	
	(平成 18 年~20 年度状況)	
	・医師に対するインセンティブ向上の取組例	
	業績評価	
	研究費配分の工夫・研究費使途の工夫	
	業務分担を見直し治験等へ専念できる時間を確保	
	表彰 等	
	中核病院·拠点医療機関等協議会 治験·臨床研究基	
	盤整備状況調査結果を、別途分析し公表予定	
○ 治験・臨床研究の普及のため、厚生労働	【平成 19 年度以降】	・厚生労働科学研究費補助金の臨床研究への割合が
科学研究費等の交付割合を、基礎研究	・研究開発振興課所管の研究費における基礎研究と臨	増加してきている。
から治験・臨床研究ヘシフトする。特に、国	床研究の割合の推移(資料添付予定)	・より計画から結果が出るまで長期間かかる臨床研究の
際的に評価されるような適正な計画と倫	・厚生労働科学研究費補助金の交付条件として、各種	実態に見合った研究費の枠組みの検討も望まれる。
理性の確保がなされた臨床研究の採択に	研究に関する指針等の遵守を要件としている。	- 計画立案 1年
あたり、研究者の治験・臨床研究の業績を		- 研究実施 3年
評価指標に加え、研究資金の確保につい		- 結果の解析 1年 等
て配慮する。		
○ 公的な研究費で行われる臨床研究の採	【平成 19 年度以降】	・臨床研究の推進のためには、研究の計画時点からの生
択に当たっては、研究計画における生物	・厚生労働科学研究の採択にあたり、疫学・生物統計	物統計家の関与が重要であり、人員のさらなる増加、臨
統計家の参画を考慮する。	学の専門家の関与の有無を記載した計画書に基づき	床研究機関内で安定して雇用される体制の整備が望

	ラネナ中がLマい7	++1 7
	審査を実施している。	まれる。
		・生物統計家等については全国的な絶対数が少なく、大
		学院等教育機関の拡大や臨床研究機関と大学間にお
		ける交流(講義、実習等)等を通じた生物統計家の育
		成が望まれる。また、その育成のみならず限られた生物
		統計家の活用のために産学の人事交流が推進されるこ
		とが望まれる。
〇 中核病院・拠点医療機関においては、治	【平成 19 年度より】	・必要な人材の確保のため、業務に対するより適正な治
験の受託研究費の適正な院内配分を促	中核病院·拠点医療機関等協議会 治験·臨床研究基	験費用の算定方法や公的研究費の活用を検討すべき
ब ं.	盤整備状況調査結果を、別途分析し公表予定	である。
平成 23 年度までに実施		
○ 各養成団体間の研修内容の統一化を図	【平成 19 年度以降】	・CRCの養成段階の研修において、医薬品に係る知識同
り、新規 CRC 3,000 人の養成を目指す。	・日本病院薬剤師会、日本看護協会、日本衛生検査	様に医療機器に係る知識の内容も含まれることが望ま
	技師会、文部科学省、医薬品医療機器総合機構(厚	れる。
	生労働省)における研修実績	
	平成 19 年度 470 名	
	平成 20 年度 452 名	
	平成 21 年度 333 名	
	 (H21.9月末時点 日本衛生検査技師会未実施)	
○ 中核病院・拠点医療機関のうち、CRC が	【平成 19 年度以降】	・国際共同治験の増加や臨床研究への支援の拡大等に
不足している医療機関においては、治験・	中核病院·拠点医療機関等協議会 治験·臨床研究基	より、CRC の作業が増加してきており、CRC1名あたりの
臨床研究の質の確保のため、各々の CRC	盤整備状況調査結果を、別途分析し公表予定	年間担当計画数が 7~8 程度という目標値を達成して
が治験責任医師 1 名あたり 0.5 名以上、		いない機関が大半を占める。
又はCRC1名あたりの年間担当計画数が7		・一方、一部では、CRC1 名あたりの年間担当計画数が 7

	T	
~8 程度となる配置を目指す。		~8 を大きく超えている機関も見られる。
		・各機関の現状の分析に基づき、必要数の配置が求めら
		れる。
中核病院に生物統計家が医療機関あたり	【平成 19 年度以降】	・データマネージャーについては、その活用に向けてさら
1 名以上、中核病院・拠点医療機関にデ	中核病院·拠点医療機関等協議会 治験·臨床研究基	に業務の内容を明確にしつつ、増加を図る必要がある。
ータマネージャーが1名以上となる配置を	盤整備状況調査結果を、別途分析し公表予定	
目指す。		
○ 中核病院・拠点医療機関各々の30%以上	【平成 19 年度以降】	・中核病院·拠点医療機関に雇用されている CRC のう
の CRC が関連学会の認定を取得してい	中核病院·拠点医療機関等協議会 治験·臨床研究基	ち、学会その他の認定を所有している CRC は約 3 割で
ることを目指す。	盤整備状況調査結果を、別途分析し公表予定	ある。
○ 医師等の養成課程での治験・臨床研究に	【平成 19 年度】	・治験・臨床研究を通じて医療の進歩を目指すことが医
係る教育の機会の確保・増大を図る。	・医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議	師として求められる資質であると言うことを、医学部時代
	最終報告に基づき、「医師として求められる基本的な	から教育していくことが非常に重要である。
	資質」や「医療の評価・検証と科学的研究」についての	・治験・臨床研究を牽引する研究代表者としての能力を
	モデル・コア・カリキュラムの改訂を実施した。	持つ医師、研究者の養成に力をいれるべきである。
○ 薬剤師、看護師、臨床検査技師等の治	【平成 20 年度】	・医師国家試験出題基準には臨床研究、治験等の項目
験・臨床研究に将来関わる可能性のある	・「薬学系人材養成の在り方に関する検討会第一次報	が設定され、既に出題されているが、出題数などの増
医療における専門職全般の養成課程にお	告」(平成 21 年 3 月 23 日)の中で、6 年制の学部を基	加を図ることが望まれる。
いて、治験・臨床研究、生物統計、研究	礎とする大学院においては、優れた研究能力を有す	
倫理に係る内容についての教育を充実さ	る薬剤師等の養成に重点をおいた教育研究を行うこ	
せ、国家試験の出題基準に収載する等に	とが主たる目的の一つとされた。	
より、治験・臨床研究についての理解を充	・保健師助産師看護師国家試験出題基準において、	
実させる。	基本的人権の擁護の中で、自己決定権やインフォー	

	ムド・コンセント等の基本的知識が含まれ各養成機関	
	において教育が行われている。	
○ 研究費の使途が、臨床研究の実態に見合	【平成 20 年度以降】	・公的研究費の取り扱いに関する規定等の、より一層の
うよう、厚生労働科学研究費の取扱細則	・平成 20 年度より、厚生労働科学研究費補助金におけ	周知をはかる必要がある。
を見直す。	る人件費に関する細則を改正し、臨床研究に携わる人	・特に、前年度から変更された規定等については変更点
	材に対して人件費(非常勤職員手当、通勤手当、住	を明確にする等の丁寧な通知が望まれる。
	居手当、扶養手当、地域手当及び保険料。)を支給で	
	きることとした。	
国の取組以外の事項		
<中核病院·拠点医療機関>	<中核病院·拠点医療機関>	
○ 治験・臨床研究を実施する医師等が研究	【平成 19 年度以降】	
時間や研究費を確保できるようにする。	中核病院 · 拠点医療機関等協議会 治験 · 臨床研究基	
<中核病院·拠点医療機関>	盤整備状況調査結果より	
○ 医師等の治験・臨床研究の業績を人事考	(平成 18~20 年度状況)	
課等においても考慮する。	・医師に対するインセンティブ向上の取組例	
<中核病院·拠点医療機関等>	業績評価	
○ 教育機関と協力し、治験・臨床研究の業	研究費配分の工夫・研究費使途の工夫	
績が学位の取得の際に考慮される仕組み	業務分担を見直し治験等へ専念できる時間を確保	
を検討する。	表彰 等	
	中核病院:拠点医療機関等協議会 治験:臨床研究基	
	盤整備状況調査結果を、別途分析し公表予定	
<学会等>	<学会等>	
○ 学会の協力を得て、医師等の臨床研究に	複数の学会において、研究者の養成や医師の臨床研究	

間 マの光体ナモボルナス 取がナ 光 4 7	の中纬ナ末明医型ウの玉が名 (4)ウは 7 次の取切り 1. 1. i	
関しての業績を評価する取組を進める。	の実績を専門医認定の更新条件に定める等の取組みが 	
	とられている。	
<中核病院·拠点医療機関>	<中核病院·拠点医療機関>	・中核病院・拠点医療機関等における治験・臨床研究基
○ CRC を常勤で雇用する定数の確保や、キ	【平成 19 年度以降】	盤整備状況調査の結果によると、CRC のうち 3 割程度
ャリアパスについての改善を図る。	中核病院·拠点医療機関等協議会 治験·臨床研究基	は非常勤雇用の実態がある。
	盤整備状況調査結果を、別途分析し公表予定	・各医療機関においては育成だけではなく、安定して雇用
		される体制の整備が望まれる。
<厚生労働省·製薬企業·医療機器企業等>	<厚生労働省・製薬企業・医療機器企業等>	・中核病院・拠点医療機関等においては、臨床研究への
○ CRC の呼称を「治験コーディネーター」か	【平成 19 年度以降】	CRC の参画が増加してきている。質の高い臨床研究の
ら「臨床研究コーディネーター」に改める。	・「新たな治験活性化5カ年計画」に明記された。	実施のために、より一層 CRC 等支援人材の参画が望ま
	・「臨床研究コーディネーターのこれから」をテーマに「第	れる。
	9回 CRC と臨床試験を考える会議 in 横浜」が開催さ	
	れ(平成 21 年 9 月 12 日、13 日)、CRC が広く臨床研	
	究の分野にも活動を広げていくことに関する議論が行	
	われた。	
<厚生労働省·製薬企業·医療機器企業等>	<厚生労働省·製薬企業·医療機器企業等>	
○ 規制当局における審査業務、産業界にお	【平成 19 年度以降】	
ける医薬品開発業務等を行った医師等の	中核病院·拠点医療機関等協議会 治験·臨床研究基	
業務経験が評価され、円滑に人材交流が	盤整備状況調査結果を、別途分析し公表予定	
行われる環境を整備する。		
<厚生労働省·製薬企業·医療機器企業等>		既出
○ 産官学が連携し、生物統計家の交流・連		
携を促進する。		

<日本医師会治験促進センター>

【平成19年度】

- ・E-Learning による研修「臨床試験のための e Training Center」を開始。
- ・ユーザ数 6000 名、問題数 1250 問。(平成 21 年 9 月末現在)

<その他>

【平成19年度】

- ·厚生労働科学研究費補助金臨床研究基盤整備推進研究事業(教育型)
- ・臨床研究に携わるすべての人(研究者、臨床研究コーディネーター(CRC)、倫理審査委員会(IRB)委員、IRB 事務局スタッフ等)を対象とする、インターネットを利用 した臨床研究教育プログラムの開発を行い「ICRweb 臨 床研究入門」を開始。
- ・ユーザ数 4869 名、初級編修了証発行者数:1718 名。(平成 21 年 9 月末現在)

(3)国民への普及啓発と治験・臨床研究への参画の促進

計画本文	進捗状況等	検討結果等
国の取組		
平成 19 年度より開始		
○ 臨床研究登録データベースのポータルサ	【平成 19 年度】	・国内の治験・臨床研究を横断的に検索可能な検索シ
イトを提供する。	・ 国立保健医療科学院にて国内3カ所(国立大学附属	ステムが構築されたことを確認した。
	病院長会議 UMIN 臨床試験登録システム・財団法人	・ポータルサイト自体が「見つけにくい」ことから、今後広く
	日本医薬情報センターJapicCTI・社団法人日本医師	活用されるために工夫を期待する。
	会臨床試験登録システム)の登録情報を横断的に検	・今後は、臨床研究の一般への周知という観点からさら
	索可能なポータルサイトを構築	なる改善が望まれる。
	・ 平成 19 年 10 月より運用開始	
	【平成 20 年度】	
	・上記 3 カ所の臨床研究登録機関を Japan Primary	
	Registries Network(JPRN)と名付け、世界保健機関	
	(WHO)により、WHO が指定する治験・臨床研究登録	
	機関(WHO Primary Registry)として認定された。	
○ 医療機関、製薬企業等により、治験後に	【平成 19 年度以降】	・治験・臨床研究の終了後に、希望する被験者へ対する
被験者に効果があった場合の治療継続、	中核病院:拠点医療機関等協議会 治験:臨床研究基	結果の情報提供についてより積極的に期待する。
被験薬の承認情報のフォローアップ等を	盤整備状況調査結果より	
行うことを促す。	・医療機関においては、治験中に希望のあった被験者	
	に対し、治験の結果を提供する等の取組が行われてい	
	ప 。	
○ 被験者の負担軽減費の在り方を検討す	未着手	・今後、実態を調査の上、治験依頼者と治験医療機関
ప .	个 月丁	においては被験者の負担軽減全般とあわせて検討する

		必要がある。
□ 中核病院・拠点医療機関において、院内	【平成 20 年度】	 ・各医療機関における疾患、患者数の分布等の情報に
の治験・臨床研究の実施体制や実績、	・医薬品 GCP 省令(平成 9 年厚生省令第 28 号 平成	ついては、一義的には診療成績という観点で患者の医
IRB 等の開催状況等の情報公開がなさ	20年2月一部改正平成21年4月施行)	療機関選定に必要な情報の一つとしても積極的な公開
れるよう促す。	・治験審査委員会に関する情報について、治験関係者	を推進すべきであり、効率的な治験実施機関の選定に
	等が入手しやすい環境を充実するとともに、広く国民に	も資すると考える。
	周知されるよう、独立行政法人医薬品医療機器総合	・治験、臨床研究に関する情報については、患者に対す
	機構において、治験審査委員会の名称、設置者の名	る啓発的、治験への自発的参加の促進、また、治験実
	称、所在地及びホームページアドレスの登録、及び同	施機関選定の効率化という観点からも情報公開が求め
	ホームページから登録された情報の公開を開始した。	られる。
	(治験審査委員会に関する情報の登録について(平成	・一定数以上の治験や臨床研究を実施する医療機関
	20 年 10 月 1 日付け薬食審査発第 1001013 号))	を、例えば既存の臨床研修病院入院診療加算のように
	・医療機器 GCP 省令(平成 17 年厚生労働省令第 36	診療報酬等の仕組みにより認めることにより、医療機関
	号 平成 21 年 3 月一部改正平成 22 年 4 月施行)	への評価が高まり、国民への啓発、ひいては治験・臨床
	・臨床研究に関する倫理指針(平成 20 年厚生労働省	研究への参加の促進へつながることも期待できる。
	告示第 415 号 平成 20 年 7 月改正平成 21 年 4 月施	
	行)	
〇 中核病院・拠点医療機関において患者と	【平成 19 年度以降】	・CRC には役割の明確化と業務の自立性を高めるととも
医療従事者とのコミュニケーションを促進	中核病院:拠点医療機関等協議会 治験:臨床研究基	に患者の不安や不信感に寄り添うといった役割を務める
する「患者向け相談窓口機能」が設置さ	盤整備状況調査結果より	ことを通じて、安心して治験・臨床研究に参加できる環
れるよう促す。	・中核病院・拠点医療機関のすべての機関において、	境作りに貢献することを期待する。
	医療機関関係者が治験に関する一般的な相談に応じ	
	られる窓口の設置等の方法による情報提供が図られ	
	ている。	

国の取組以外の事項		
<中核病院:拠点医療機関>	<中核病院·拠点医療機関>	・各ネットワーク、各医療機関における治験の実施状況等
○ 患者紹介システムや患者データベース等	【平成 19 年度以降】	の情報が公開され、1 カ所から閲覧が可能となるような
の活用により患者が参加しやすい環境を	中核病院:拠点医療機関等協議会 治験:臨床研究基	システムが求められる。
提供する。	盤整備状況調査(平成21年4月時点)	
	結果を別途分析し公表予定	
<中核病院·拠点医療機関·製薬企業·医療	<中核病院·拠点医療機関>	・施設毎の取組み、マスコミの利用等により、正しく効果
機器企業>	【平成 19 年度以降】	的に臨床研究の結果を発信していくことは治験・臨床研
○ 治験・臨床研究の参加後に、治験・臨床	中核病院:拠点医療機関等協議会 治験:臨床研究基	究の啓発に有効と考えられるが、情報が氾濫することで
研究の結果や、当該治験薬(医療機器)	盤整備状況調査(平成21年4月時点)	の混乱も危惧される。
が上市されたかどうかの情報が、患者のも	結果を別途分析し公表予定	・治験・臨床研究の結果の広報のあり方とあわせて、公
とに届けられるよう、医療機関側・企業側	<製薬企業>	表された情報の理解を助ける支援についても同時に検
の情報提供体制が整備されるべきである。	· IFPMA (International Federation of Pharmacertical	討する必要がある。
	Manufacturers & Associations)による「臨床試験登録簿	・臨床研究の結果が見られるようなシステムが求められ
	及びデータベースを介した臨床試験情報の開示に関	ప .
	する共同指針」の改定(平成 21 年 11 月予定)	
	<医療機器企業>	
	・薬事承認された新医療機器に関しては、医薬品医療	
	機器総合機構のホームページより「審査報告書」の中	
	に、治験結果も含み公表される。	
<製薬企業·医療機器企業·日本医師会治験	<日本製薬工業協会>	・「臨床研究啓発のための認識に関する質的研究」(平
促進センター等>	【平成 19 年度】	成 19 年度厚生労働科学研究費補助金厚生労働科学
○ 治験や臨床研究に関する情報提供、イメ	・治験啓発キャンペーン グッドコミュニケーション 2007	特別研究 主任研究者:楠岡英雄)の報告によると
ージアップキャンペーンの実施を積極的に	「チーム治験」	多くの国民は治験・臨床研究という言葉は聞いたこと

- イブな面を らか一方に 床研究につ 象に変わっ 里解度が増
床研究につ象に変わっ

₹解度が増
1解度が増
されることが
にはあり得な
ハくことが重
験促進セン
われている
:も考えられ
配付は進ん
:して利用さ
, H

放映予定。

<日本医師会治験促進センター>	
【平成 20 年度】	
・治験啓発漫画「ねぇねぇ治験って知ってる?」作成	
(20,000 部)	

(4) 治験の効率的実施及び企業負担の軽減

計画本文	進捗状況等	検討結果等
国の取組		
平成 19 年度より開始		
○ 関係医療機関団体、製薬企業団体によ	【平成 19 年度】	・統一書式の策定及びその導入の推進により、治験に係
り、治験に用いる書類のモデル書式、研究	・「治験の依頼等に係る統一書式について」(平成 19 年	る手続きの効率化が図られた。
費算定のモデル、企業と医療機関との適	12 月 21 日付け医政研発第 1221002 号厚生労働省医	・治験に係るスピードに関しては、全体として欧米と比較し
切な役割分担を示したモデルチェックシー	政局研究開発振興課長通知、平成20年1月16日付	て遜色ないレベルとなっているといえる。
トが作成されるよう促す。	け19高医教第17号文部科学省高等教育局医学教育	・スピード(特に、治験開始まで)に対して過剰な要求をす
	課長通知)を発出。	ることは、対応する側が疲弊する危険性があるのみなら
	【平成 21 年 4 月時点】	ず、コスト増加につながる可能性もある。
	中核病院·拠点医療機関等協議会 治験·臨床研究基	・また、IRB 等の十分な議論までも短縮化を求めるような
	盤整備状況調査結果より(平成 21 年 4 月時点)	事があれば、審査の質が落ちる危険性もある。
	・中核病院・拠点医療機関等のうち2機関をのぞき導入	・よって、医療機関及び治験依頼者双方の持ち時間を加
	済み	味し、各段階で特段の事情がない限り達成を目指す数
	・平成21年9月時点 全ての医療機関において導入終	値目標を示す必要がある。
	了	・あわせて、治験に係る手続きに関して、GCP 省令の要
	<日本製薬工業協会>	求に沿った基本的な必要最小限の手順等を明確にす

		7 _ 1 1 +/ - E
	【平成 19 年度】	ることも考慮する。
	・「効率的な治験業務の役割分担について一治験依頼	・国際共同治験における他国との比較の観点から、各医
	者からの提案一」(平成 19 年 5 月日本製薬工業協会	療機関への治験の依頼以前の、施設選定に係る期間
	医薬品評価委員会臨床評価部会)を取りまとめた。	の短縮も検討する必要がある。
	【平成 20 年度以降】	
	・「治験プロセスの効率化に関する検討」(平成 21 年 4	
	月日本製薬工業協会医薬品評価委員会臨床評価部	
	会)を取りまとめた。	
○ 医療機関の治験受託に関する窓口の一	【平成 21 年 4 月時点】	
元化がなされるよう促す。	中核病院·拠点医療機関等協議会 治験·臨床研究基	
	盤整備状況調査結果を、別途分析し公表予定	
平成23 年度までに実施		
○ 中核病院・拠点医療機関において、共通	【平成 21 年 4 月時点】	前項と同様
化された治験関係書式を使用し、モデル	中核病院 · 拠点医療機関等協議会 治験 · 臨床研究基	
チェックシートによる業務明確化がなされ	盤整備状況調査結果より(平成 21 年 4 月時点)	
ていることを目指す。	・中核病院・拠点医療機関等のうち2機関をのぞき導入	
	済み	
	・平成21年9月時点 全ての医療機関において導入終	
	了	
	・モデルチェックシートについては未着手	
○ 中核病院、拠点医療機関において、治験	【平成 20 年度】	・「治験情報の IT 化に関する報告書」の中で触れた短期
に係る情報を電子的に収集・集積すること	・治験等効率化作業班の下に治験情報 IT 化検討チー	的視点での提言の実現化に向けて取組みを進める必
が容易になるよう、関連システムの標準化	ムを設置	要がある。
がなされていることを目指す。	・検討結果を「治験情報の IT 化に関する報告書」として	

		T
	取りまとめ、短期的視点として医療機関、治験依頼	
	者、規制当局、ベンダーに向けた提言を示した。	
○ 医療機関へ、出来高払い・契約未了症例	【平成 20 年度】	・治験に係る費用は、低下傾向にあるといえるが、全体とし
の返金等契約の改善がなされていることを	・平成 20 年に終了した治験のうち、未だ 20%の機関は	て欧米と比べて依然として高く、医療機関に支払われる
目指す。	前払い支払い戻しなし。	部分のみでなく、治験依頼者のモニタリング費用等それ
	(治験の効率化等に関するワーキンググループ検討結果	以外の部分についても効率化による関係者の積極的な
	より)	コスト削減のための取組みが必要である。
		・治験依頼者は、モニタリングの効率化、試験計画の効率
		化についても検討する必要がある。
		・実施医療機関において、未だに前払いした費用について
		契約症例数に達しなくとも返金されない事例がみられて
		いる。これについては社会通念上も適切とはいえず、速や
		かかつ確実な対応が必要である。
		・現在医療機関に支払う治験費用の算出に広く用いられ
		ている経費ポイント算出表は費用計算の負担軽減などの
		メリットがある一方で、長期試験への配慮がない、実施上
		の困難さが反映され難い等現状にそぐわない点もあると
		考えられる。したがって、治験費用が、必要な業務に対
		するより適正な支払いとなるよう、ポイント表ありきではな
		く、より柔軟な方法を検討する必要がある。
		・支払う費用の内容については、一定の透明性が確保さ
		れるべきである。
		・治験による収入や公的研究費の間接経費を含めた医療
		機関内の配分をより明確に行うことで、治験・臨床研究の

		体制の整備、実施に携わる関係者のインセンティブの向
		上に努めることも検討が必要である。
国の取組以外の事項		
<厚生労働省·製薬企業·医療機器企業等>	【平成 20 年度】	・治験実施に係る視点からの「質」については、治験実施
○ 治験業務のオーバークオリティーとなって	○治験等効率化作業班を設置	計画書遵守という指標からみるとわが国の治験の質には
いる部分については、その業務の効率化	○治験の依頼等に係る統一書式の浸透状況及び使用	大きな問題は見られず、現在のレベルを維持することで
が可能かどうか検討を進める。	上の課題を検討。	十分である。
	○「統一書式及び統一書式入力支援システムの運用状	・一定の質の維持は重要なことであるが、過剰にならない
	況に関する調査報告書」をとりまとめた。	よう関係者は留意する必要がある。

(5) その他の課題

計画本文	進捗状況等	検討結果等
国の取組		
平成 19 年度より開始		
○ ICH-GCP との対比等を踏まえ、GCP 省令	【平成 20 年度】	・早期の開発段階の臨床研究や既存の医薬品等の新た
の見直し、治験の円滑化を図る。	・医薬品 GCP 省令(平成 9 年厚生省令第 28 号 平成	な有用性を明らかにする臨床研究を適切に実施する上
	20年2月一部改正平成21年4月施行)	での制度上の障害を少なくし、強力に推進するためにより
	・医療機器 GCP 省令(平成 17 年厚生労働省令第 36	一層の整備が望まれる。
	号 平成 21 年 3 月一部改正平成 22 年 4 月施行)	
○「臨床研究に関する倫理指針」への適合	【平成 20 年度】	
性を公的研究費の交付の際の留意点とし	・臨床研究に関する倫理指針(平成 20 年厚生労働省	
ており、今後は、実施段階でも適合性を調	告示第 415 号 平成 20 年 7 月改正平成 21 年 4 月施	

査、指導する体制を構築する。	行)	
○ 医療機器の治験制度に関する検討を引き	【平成 19 年度以降】	・医療機器治験特有の治験運用上の様々な諸問題を明
続き行う。	・平成 15 年より日米における医療機器に関する規制に	確にし、対応策を検討する等一層の整備が望まれる。
	ついて、実践を通して整合化を図ることを目的として日	・さらに臨床研究についても適切に実施する上での制度上
	米の官・学・民が共同で開催している HBD	の障害を少なくするなど、臨床研究を推進するためにより
	(Harmonization By Doing)を、平成 19 年度以降も継続	一層の整備が望まれる。
	し、検討を重ねている。	
平成 20 年度までに実施		
○「臨床研究に関する倫理指針」の運用実	【平成 20 年度】	
態や課題の調査、及びこれを踏まえた見	・臨床研究に関する倫理指針(平成 20 年厚生労働省	
直しを実施する。	告示第 415 号 平成 20 年 7 月改正平成 21 年 4 月施	
	行)	
	・臨床研究に関する倫理指針質疑応答集(Q&A)の改	
	正について(平成21年6月12日医政研発第0612001	
	号)	